國學院大學学術情報リポジトリ

庄内藩佐藤氏旧蔵天保改革期前後「聞見録」：概要紹介と巻一(三方領知替一件関係)翻刻

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 清水, 正彦
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002381

庄内藩佐藤氏旧蔵天保改革期前後「聞見録」

――概要紹介と巻一（三方領知替一件関係）翻刻――

清水正彦

はじめに

國學院大學図書館所蔵の貴重書の中に、庄内藩[1]佐藤氏旧蔵の「聞見録」という記録集が存在する。[2]天保十一年（一八四〇）から弘化二年（一八四五）の出来事として、庄内藩の転封が撤回された三方領知替一件の他、老中水野越前守忠邦による天保の改革前後における幕政の動向等に関する記事が、挿絵を交えながら、落首・落書の類も含めて記載されている。

本稿では、「聞見録」の概要を紹介するとともに、史料中の三方領知替一件関係記事の一部に相当し、老中水野を批判したいろは歌他も載っている巻一を翻刻し、簡潔に解説を加えたい。

一　三方領知替一件と一件後の庄内藩

本題に入る前に、三方領知替一件と一件後（弘化初年まで）の庄内藩について、概要を記しておく。

天保十一年十一月一日、幕府は、庄内藩一四万石酒井左衛門尉忠器を越後国長岡へ、長岡藩七万石牧野備前守忠雅を武蔵国川越へ、川越藩一五万石松平大和守斉典を庄内へ転封する三方領知替を発令した。ところが、庄内藩領民が幕府要人等への駕籠訴、大寄合（領内各所）、水戸藩や近隣諸藩への愁訴などの手段による転封阻止運動（三方領知替反対一揆）を展開したこと等により、翌年七月十二日に転封令が撤回された。(3)

青木美智男氏の近著(4)によると、三方領知替を「画策し、終始リードしたのは、老中・水野忠邦であった」。同氏によると、「三方国替えの真相」は、以下の通りである。(5)

1 発端は川越藩の窮状だった。川越藩は移転先として、比較的近くで実収が多いと噂される庄内藩を希望していた。

2 次に、家斉が水野忠邦に川越藩の転封を命じたのは、養子に出した我が子かわいさによるものだった。

3 一方、欧米列強がアジアを脅かしており、幕府内では海防強化が論じられていた。

4 幕府としては、海防を一気に進める必要から、日本海側の港、とりわけ長岡藩の新潟港に注目していた（酒田港も候補の一つではあった）。

5 家斉の命令を実施するとしても、庄内藩には落ち度がない。

6 したがって、長岡藩を巻き込んだ三方国替えとした。

7 しかしとくに庄内藩には転封理由がなかったため、領民および諸大名の反感を買い、失敗におわる。

新潟の件について補足すると、庄内藩の記録(6)には、大御所家斉側近の御側御用取次水野美濃守忠篤発の情報として、

「牧野様ニ者近年新潟締不宜候義有之酒井家被遣候ハ、右締ニも可相成与被思召被仰出候事」とある。

なお、庄内藩の対応については、「転封先の越後長岡藩への所替えの準備を着々と行なっていた」、「その一方で川越藩内部の状況探索から、幕閣から有力諸藩への阻止の働きかけを行なっていた。その両面作戦で動いていたのである」とされる。(7)

三方領知替中止後、老中水野は、庄内藩への懲罰（報復）として、天保十二年九月に江戸城殿席を溜間から帝鑑間に格下げし、翌年四月に藩主酒井忠器が世を騒がせた責任をとって隠居、家督を忠発（ただおき）に譲るのを見届けた後の五月、同藩に預けていた幕領二万七〇〇〇石余を召し上げて代官支配とした。同十四年六月には、改革の重要政策のひとつである利根川分水路印旛沼古堀筋普請を、手伝普請として同藩他四藩に命じた。(8)さらには、同年七月、浅草向柳原にあった同藩下屋敷が召し上げられ、その代替として本所元柳原の地が与えられているが、これも三方領知替中止の報復であったとされる。(9)

大勢の人足（庄内からも動員）と莫大な費用を費やした印旛沼普請は、閏九月十三日に水野が失脚したことにより、同月二十三日には庄内藩他の手伝の任が解かれ、幕府に引き継がれたが、翌年の天保十五年（十二月二日に改元して弘化）六月に至って中止となった。(10)同年二月には、庄内・由利幕領が再び庄内藩預地となった。ところが、今度は幕領民の反対運動（大山騒動）が起きたため、引渡しは遅れて、預地支配が実際に始まったのは十一月であった。(11)弘化二年正月、(12)元柳原の下屋敷は、向柳原に戻されることになった。ただし、二か所あった中屋敷のうち、本所四ツ目錦糸堀の屋敷が召し上げられている。(13)

なお、天保十五年五月に焼失した江戸城本丸の普請は、手伝普請の命が出されることはなかったが、総計一七二名の大名から金品が上納されている。(14)「慎徳院殿御実紀」弘化元年十二月二十四日条に、(15)庄内藩他が願い出により上納金

を命じられた記事がある。

二 「聞見録」の概要

「聞見録」の概要について、㈠書誌、㈡内容、㈢伝来の経緯の順に記す。

㈠ 書誌

「聞見録」は、七巻四冊、表紙を除いた墨付三八五丁からなる。全四冊に共通する書誌事項については、以下の通りである。形態は、表紙の寸法が縦二三・四センチ、横一六・二センチの半紙本（四ツ目綴）である。表紙の色は、浅葱色である。本文の筆跡は、同一と思われる。本文とは異筆の墨書「庄内藩／佐藤氏」が、第一冊は見返し、第二〜四冊は裏見返しにある。「神田氏／図書」角朱印記が、各冊の一オにある。なお、成立年代に関する記載はない。

その他の書誌事項について、冊別に記すと、以下の通りである。

第一冊は、巻一と巻二の二巻、表紙を除いた墨付七八丁からなる。表紙には、題簽がなく、墨書で「弐」とあり（字の一部が欠けている）、この字の上にも字の痕跡があるが、「壱」と書かれていたのであろうか。元は題簽があったものと推定される。下小口には、「聞見録 一二」と墨書されている。見返しには、「佐藤／[　]」角朱印記、鉛筆書「34．2．15日（カ）田代より」、同「3377」がある。裏見返しは、巻二の本文記事の末となっている。[16] 本文中には、鉛筆書入がなされている。[17] 巻一は、内題に「聞見録巻之壱」とあり、墨付一四丁からなる。巻二は、内題に「聞見録巻之弐」とあり、墨付六四丁および裏見返しの記事からなる。

第二冊は、巻三の一巻、表紙を除いた墨付九二丁からなる。表紙には、題簽が剥がれた跡があり、「参」と墨書されている。下小口には、「聞見録三」と墨書されている。見返しには、鉛筆書で「3378」とある。内題に「聞見録巻之参（「参」と「四」重書の脇に「参」）天保十三壬寅年」とある。

第三冊は、巻四と巻五の二巻、表紙を除いた墨付一〇〇丁からなる。表紙には、「聞見録　四五」と墨書された題簽がある。下小口には、「聞見録四五」と墨書されている。見返しには、鉛筆書で「3379」とある。巻四は、内題に「聞見録巻之四」とあり、墨付一九丁からなる。巻五は、内題に「聞見録巻之四」とあり、墨付八一丁からなる。

第四冊は、巻六と巻七の二巻、表紙を除いた墨付一一六丁からなる。表紙には、「聞見録」と墨書された題簽があり、題簽の下に「六」と墨書されているが、実際には巻七も収録されている。下小口書も、「聞見録六」となっている。見返しには、鉛筆書で「3380」とある。巻六は、内題に「聞見録巻之六」とあるが、異筆と思われる。墨付一九丁。巻七は、内題に「聞見録巻之七」とあり、墨付九七丁からなる。

（二）内容

「聞見録」の記事の概要を記載順に整理すると、表一の通りである。記事の年代は、天保十一年十月晦日に始まり（巻一）、弘化二年十二月二十九日に至る（巻七）。ただし、天保十二年七月から翌年二月の記事はなく、弘化元年の記事もほとんどない。また、年代が前後しているところもある。

記事の内容は、三方領知替一件の記事に始まるが、全体としては、幕政の動向に関する記事が多い。一件関係記事については、表一とは別に表二も作成した。ごく一部を除くと、庄内・長岡・川越三藩のうち庄内藩関係記事に限定されている。一件の結末に関する記事がなく、中途半端である。一件以外の同藩関係記事も散見されるが、幕府と関

わりがない記事は僅かである。なお、幕政・庄内藩関係以外の記事も若干ある。

内容に関しては、落首・落書の類も多数収録されている点と、挿絵が散見される点も特徴である。挿絵がある箇所の一部を、写真一〜五に示した。なお、写真四は、落首・落書の類でもある。

以下、各巻の内容について、①巻一と巻二のうち六一ウ（第一冊）途中まで、②巻二の残りと巻三・五・七、③巻四、④巻五、以上の四つに区分して説明する。

①巻一と巻二のうち六一ウ（第一冊）途中まで

巻二にある一丁半程度の大御所家斉没関係記事以外は、天保十二年六月一日までの三方領知替一件関係記事となっており、丁数では全七巻の約一五㌫に相当する。「聞見録」所収一件関係記事の中核をなしている。以下、一件関係記事についてみると、巻一に収録されているいろは歌他と、巻二に収録されている長岡藩主より家臣への達[18]を除くと、庄内藩関係の記事に限定されている。一件の結末（転封令撤回は七月）に関する記事がない点は前述したが、ほとんどが三月までの記事となっている。三月までの記事の内容は、駕籠訴と大寄合を中心とする領民の転封阻止運動に関する記事が特に詳しく、大寄合に関しては、隠密の報告も含まれ（巻二）、立札・旗等を描いた挿絵もある（写真一・二参照）[19]。領民の転封阻止運動関係以外としては、転封発令（巻一）、発令直後の藩主から家臣への達（同）、領民の寸志金（同）、風刺したいろは歌他（同）、藩の担当役人（巻一・二）、野村市右衛門の「落し文」[20]（巻二）、長岡城受取・庄内の城引渡しに関して幕府へ届け出る事項（同）、以上に関する記事がある。なお、今回翻刻した巻一の記事については、後述する。

四月以降の記事としては、所替を悲嘆していた奥坊主阿部伝佐母が自害したという四月中頃の記事と、将軍への転

封御礼と近々引渡しの日限を決定する旨の老中水野よりの通達に関する六月一日の記事が巻二にあるのみで、合わせて半丁程度である。

②巻二のうち六一ウ（第一冊）途中以降と巻三・五・七

天保十二年四月十六日から六月二十六日（巻二）、同十三年三月八日から同十五年正月二日（巻三・五）、弘化二年（巻七）、以上の期間における幕政の動向を中心とする、おおむね日付順の記事となっており、丁数では全七巻の約四分の三に相当する。ただし、天保十三年八月の記事（巻三）は、三方領知替一件に関係する前年六月の幕府宛仙台藩伊達家伺書[21]が途中に挿入されており[22]、唐突の感がある。

幕政一般関係の出来事に関しては、周知の事実が多いと思われるので、詳細は省略するが、三方領知替の中止を主張して老中水野忠邦と対立し老中を退いたとされる太田備後守資始（すけもと）[23]の、天保十二年六月三日の病免記事（巻二）[24]に続いて、「私ニ曰、林・水野がごとき国賊にあらず、篤実の君子なり、可惜佞臣のために退そけらるゝ也」という文言が挿入されている点が注目される。林は若年寄林肥後守忠英（ただふさ）、水野は御側御用取次水野美濃守忠篤であり、新番頭格小納戸頭取美濃部筑前守茂育（もちなる）とともに「三佞人」と呼ばれ、大御所家斉の側近勢力の中心人物であったが、四月十六日に老中水野忠邦によって解任されていた[25]。②は、この解任記事に始まっている。ちなみに、転封中止後の八月九日、庄内藩留守居関茂太夫は、忠篤家来西河蔵之進その他へ転封中止を嘆願したのは不埒であるとして、幕府から押込を命じられている[26]。「私ニ曰」では、「林・水野（忠篤）がごとき」（太田も含まれるカ）を「篤実の君子」と評価しているのに対して、恐らくは忠邦を「佞臣」と評しているのであろう。関連して、天保十四年閏九月の忠邦失脚の記事（巻五）についてみると、「此節万民天下太平国家安穏と同音ニ唱ふ、誠に千代万代も尽せぬ　徳河の御代といふなるべ

し、世人暗夜を出て白日に向ふがごとし、御家は別なし事なるべし」と記されている。[27]なお、写真四は、忠邦の失脚を風刺した落書・落首の類の一部である。

幕政一般関係以外では、前述した酒井忠発の家督相続（巻三）、預地廃止（巻三）、印旛沼手伝普請（巻三・五）、屋敷移転（巻五・七）を含む庄内藩関係、火事をはじめとする江戸の出来事（写真三・五も参照されたい）、他藩が幕府に提出した災害等の届（他藩から庄内藩に情報提供）等に関する記事も散見される。庄内藩関係記事も含めて、基本的には、江戸の出来事ないし江戸で入手された情報が記されているようである。[28]江戸に報告された庄内の出来事に関する記事も若干あるが、幕府へ届け出たものを除くと、日矢数の記事のみである。ちなみに、前述した庄内藩の江戸城殿席格下げ、大山騒動、江戸城本丸普請の同藩上納金に関しては、該当する期間の記事が存在しない。

なお、巻三・五・七の記事の情報源に関しては、「下座見書上」が散見される点が注目される。いくつか例示すると、表三の通りである。内容は、幕政関係の情報であり、庄内藩が当事者となった屋敷移転に関するものも含まれている。庄内藩の「下座見」の詳細については、検討を要する。[29]

③巻四

水戸藩関係記事である。冒頭には、三方領知替一件に関する同藩軍師山国八郎の天保十二年四月上書・日記[30]が写されている。続いて、弘道館の様子等について報じた同十三年八月付書状、同十五年正月「水府公御触書並自葬式文」等が記載されている。[31]

④巻五

天保十四年十一月に提出された甲府勝手方小普請石河疇之丞・浜中三右衛門両名の嘆願書各一通である。[32] 石河と浜中は、町奉行鳥居甲斐守耀蔵（ようぞう）や書物奉行渋川六蔵の手先となって働いていたが、口封じのために左遷されたといわれ、鳥居らの旧悪を暴露する嘆願書を提出している。嘆願書の中には、印旛沼手伝普請に関係する記述もある。

(三)　伝来の経緯

國學院大學図書館は、平成六年（一九九四）十二月に古書店より「聞見録」全四冊を購入したとのことである。

第一冊見返しにある蔵書印「佐藤／[　　]」、および第一冊見返しと第二〜四冊裏見返しにある本文とは異筆の墨書「庄内藩／佐藤氏」により、もとは庄内藩佐藤氏の手元にあったことが判明する。ただし、佐藤氏については、特定することができない。[33] 各冊一オにある蔵書印「神田氏／図書」によると、神田氏の蔵書となっていた時期もあったようであるが、神田氏についても不明である。[34]

第一冊見返しに鉛筆書で「34．2．15日（カ）田代より」とあり、この書入をした人物は、三十四年（昭和三十四年〈一九五九〉カ）二月に「田代」（人名カ）から「聞見録」を入手した可能性がある。第一冊の本文にのみ、部分的な釈文や一部人名を「　」でくくる等の鉛筆書入がなされているが、三方領知替一件の記事について別史料と比較検討したメモもある。鉛筆書入は、巻一に集中しており、巻二に関しては、巻一で登場した人名を再度「　」でくくっている箇所がある程度である。鉛筆書入をした人物は、三方領知替一件に関心があったようである。

三　巻一について

今回翻刻した巻一は、三方領知替一件に関する内容であり、表二に示した通り、(一)～(七)の記事に区分することができる。以下、各記事の内容について簡潔に解説する。

(一)は、庄内藩が長岡への転封を命じられた記事である。天保十一年十一月一日、前日江戸藩邸に届いた老中奉書による呼出しを受けて、在国中の藩主名代として世子忠発が江戸城に登城したところ、長岡への転封を命じられた。その知らせが早追の飛脚で庄内に届いたのは七日であった。なお、鉛筆書入があり、(一)と(二)の間について、「原氏の著」より簡略で、飛脚到着後の鶴ヶ岡城内の様子を知ることができないと指摘している。「原氏の著」の詳細は不明である。

(二)は、転封の知らせが届いた直後に出された藩主より家臣への達である。①は、知らせが届いた翌日の八日に出されたものであり、『荘内天保義民』と「浮世の有様」にも収録されている。[35] このたびの転封は「不軽儀」であるので、一同心力を尽くして「御家之為専一」に心得ること、二百年来の領地を離れるのは名残惜しいのが人情ではあるが、幕府に対して「不恭筋等」がないよう万端慎むべきことなどを命じている。②は、十一日に小姓頭宛に出されたものである。庄内を去るのは「一同之遺恨可申様無之候」としたうえで、「無拠事」であるので、「武士之本意」を失わず、「不敬不法等」がないようにすべきであるなどと命じている。なお、鉛筆書入があり、②と③の間について、「略あり」と指摘している。③は、十八日に出されたものである。冒頭には、表高七万石の長岡領では、これまでの表高一四万石に足りないので、一同不安に思っているのではないかと藩主は心配している旨記されている。続いて、長岡領に加えて「添地」も賜り、家臣の知行はこれまで同様となるので、安心するようにと述べている。さらには、酒井

家は「格別之　御家柄」であり、幕府に背くことがあってはならないので、「不敬之噂等」をしないようにと命じている。なお、③と（三）の間に鉛筆書入があり、「次の項まで相当略也」と指摘している。

（三）は、庄内藩領の川南（田川郡）京田通西郷組惣代の江戸出訴に関する、十一月晦日付の注進である。旧『山形県史』[36]と『酒井侯本領安堵天保快挙録』[37]にも収録されている。③が注進の本文であり、肝煎からの注進を受けた清水増治（西郷組の大庄屋）[38]が、庄内藩の代官所に注進したものである。なお、馬町村（現鶴岡市）肝煎長右衛門の「長右衛門」という人名が、鉛筆書の「　」でくくられている。②は、同月二十四日付の肝煎宛西郷組惣代十二名書状であり、転封中止を嘆願するために出府することを知らせたものである。なお、江戸の佐藤藤佐を頼る旨も記載されており、「佐藤藤助様」という人名が、鉛筆書の「　」でくくられている。[39]①は、②に添付された十一月付の嘆願書であり、「御公儀様御役所」宛、「田川郡・飽海郡村々百姓共」差出となっている。この嘆願書は、『鶴岡市史』[40]にも収録されている。ちなみに、同書によると、西郷組の書記役本間辰之助が起草した嘆願書と伝えられているが、このときの直訴は、庄内藩邸の探知するところとなり、惣代は庄内に送り返され、目的を達することができなかった。ところで、「合浦之珠」所収「馬町本間辰之助手扣抜書」[41]には、②、①、①の封紙、肝煎差出の注進、③の順に収録されているが、③の宛所・差出については、「聞見録」と相違がある。

（四）は、領民の寸志金献上願を認めた旨報告する十一月付の文書である。献上を願い出たのは、馬町村の文五郎・たけ夫妻で、金額は二両である。なお、「たけ」という人名が、鉛筆書の「　」でくくられている。ちなみに、『荘内天保義民』[42]には、「有名の孝女たけ」とある。天保十二年六月の御三卿清水家付小普請組支配組頭河津三郎兵衛上書「水越様家老佐藤新兵衛を以御手元へ差上候封書」[43]にも、文五郎・竹夫妻の献金に関する記載がある。

（五）は、川北（飽海郡）惣代による老中水野忠邦他への駕籠訴に関する報告であり、天保十二年正月二十五日発の

飛脚で庄内に報告されたものである。④によると、差出人の儀七（在府の庄内藩中間大小頭鈴木儀七カ）[44]は、二十日に実行された駕籠訴を「殊勝成事」として、「右之通願書写懸御目御熟覧可被成候、願之趣筋違とて御返し相成義は残多事ニ奉存候」と記している。①は、前年十二月付、「御公儀様御役所」宛、「出羽国庄内田川郡村々百姓共」差出（本文冒頭には「出羽国庄内田川郡百姓・飽海郡百姓共一同奉申上候」とある）の願書である。「浮世の有様」にも収録されている。[45] ②は、老中水野に駕籠訴した願書である。③によると、大老井伊掃部頭直亮（なおあき）・老中太田備後守資始他にも駕籠訴している。

（一六）は、三方領知替一件を風刺した「京流行いろは之歌」他である。特に①は、老中水野を激しく批判している。ただし、⑤は、風刺ではなく、天保十二年十二月十五日に羽黒山に紫雲がたなびいたのを、酒井家が庄内に留まる吉兆として詠んだ和歌である。また、⑥の中には、一件関係ではないものも含まれている。②と③は、類似したものが既に紹介されているので、参考までに掲げておいた。特に②については、「聞見録」に（長岡に転封する酒井家に）「二ニにいかたくれもせず」（新潟は牧野家領）、「三ニ酒田を御そへ地に」（酒井家領の酒田を「添地」として同家領のまま残す）とあるのに対して、別史料では「二ニ新潟も添たとて」、「三ニ酒田添たても」となっている点が注目される。

（七）は、庄内引渡御用掛の家老松平甚三郎・中老酒井吉之允、長岡受取御用掛の家老酒井奥之助・同杉山巳之助、亀ヶ崎引渡御用掛の中老竹内八郎右衛門以下、庄内藩の転封担当役人の名簿である。巻二によると、天保十一年十二月六日、幕府は、庄内藩に対して、庄内引渡と長岡受取担当の役人氏名等を報告するよう指示している。末尾に「右之外御役向被仰付候面々有之候得共略ス」とあり、巻二には「前ニ漏たる御転領御用掛左ニ記」とある。巻一執筆時に一旦不要とした情報について、後で巻二を執筆した際に、必要と考え直して書き足したのであろうか。ちなみに、（一六）②に「酒田を御そへ地に」とあり、類似の別史料には「酒田添たても」とある点に触れたが、（七）には亀ヶ崎城

引渡担当もいるので、この名簿作成時においては、酒田も引渡すことを前提としていたと思われる。

おわりに

國學院大學図書館所蔵の記録集「聞見録」七巻四冊の特徴についてまとめると、以下の通りである。

① 庄内藩佐藤氏（特定できない）の蔵書であった。

② 記事の年代は、天保十一年十月晦日から弘化二年十二月二十九日。ただし、天保十二年七月から翌年二月の記事はなく、弘化元年（天保十五年）の記事もほとんどない。

③ 記事の内容は、三方領知替一件の記事に始まるが、全体としては、幕政の動向（天保の改革前後）に関する記事が多い。

④ 三方領知替一件関係記事は、ごく一部を除くと、庄内・長岡・川越三藩のうち庄内藩関係記事に限定されている。特に領民の転封阻止運動に関しては、詳しい記載がある（隠密の報告含む）が、四月以降の記事は乏しく、六月一日までの記事となっており、結末が記されておらず、中途半端である。

⑤ 幕政一般関係記事の中では、老中太田資始退任の記事に続いて、「私ニ曰」として、若年寄林忠英や御側御用取次水野忠篤（太田も含まれるカ）を「国賊にあらず、篤実の君子なり」と評価し、「可惜佞臣のために退そけらるゝ也」として、恐らくは老中水野忠邦を「佞臣」と評している点が注目される。なお、印旛沼手伝普請の中止につながった、忠邦失脚に関しては、「此節万民天下太平国家安穏と同音ニ唱ふ（中略）御家は別なし事なるべし」と記されている。

⑥　三方領知替一件以外の庄内藩関係記事も散見され、三方領知替中止後の水野忠邦による報復措置とされる預地廃止、印旛沼手伝普請、屋敷移転の記事もある。庄内から江戸に報告された記事も若干含まれてはいるが、印旛沼関係も含めて、基本的には、江戸の記事である。

⑦　幕政・庄内藩関係以外の記事も若干ある。火事をはじめとする江戸の出来事や他藩が幕府に提出した災害等の届（庄内藩に情報提供）である。なお、巻三は、水戸藩関係記事のみで構成されており、三方領知替一件に関する同藩軍師山国八郎の上書・日記も含まれている。

⑧　落首・落書の類が多数収録されている。

⑨　挿絵もある（写真一～五参照）。

今回翻刻した巻一には、庄内藩の三方領知替一件関係記事として、長岡への転封発令、発令直後の藩主から家臣への達、天保十二年正月までの領民の江戸出訴の動向、馬町村文五郎・たけ夫妻の寸志金献上、庄内（亀ヶ崎城を含む）引渡・長岡受取の担当役人に関する記載がある。また、三方領知替を風刺したいろは歌他が収録されており、類似したものが既に紹介されているものも含まれているが、「にいかたくれもせず」（「聞見録」）と「新潟も添たとて」（別史料）といった重要な相違点もある。

ところで、本稿においては、巻二の記事のうち、大御所家斉没と幕政の動向（人事等）関係については、三方領知替一件関係ではない記事として扱ってきた。ただ、実際には、一件の推移に大いに関わっている。[46]よって、巻一のみならず、巻二に関しても、広い意味での一件関係記事によって構成されているとみなしてよいかもしれない。

課題としては、第一に、「聞見録」の成立事情が明確でない点が挙げられる。三方領知替一件に関心があった人物の手によるものと思われるにも関わらず、一件の結末がなく中途半端な内容となっている点は、特に大きな疑問であ

る。巻三の巻首題が「参」と「四」重書の脇に「参」となっている点も考慮すると、実は天保十二年七月から翌年二月の記事が、本来の巻「三」として存在した可能性もあるかもしれない。弘化二年十二月までの記事となっているのは、庄内藩との因縁がある水野忠邦が、同年九月に処罰され、十一月には水野家が浜松から、庄内藩の近隣である山形へと転封されたこととも関わるかもしれない。

第二に、「聞見録」独自の記事がどの程度存在するかという問題がある。特に庄内藩の三方領知替一件関係記事に関しては、根本史料とされる「合浦珠」との比較検討が課題である。(47) また、「聞見録」の特色のひとつである落書・落首の類に関しては、「藤岡屋日記」「浮世の有様」「天保雑記」等を確認する必要があろう。ただ、仮に今回翻刻した巻一の内容が全て「合浦珠」等に収録されていたとしても、これまで一般には紹介されることがなかったと思われる内容も含まれるので、翻刻した意義はあると考える。また、個別記事の問題ではなく、「聞見録」全体について言うならば、庄内藩の人物の蔵書として、今回概要を紹介したような内容の記録集が存在することを明らかにしたことは、「情報」の観点からの意義もあると思う。

注

(1)　庄内藩（鶴岡藩）は、出羽国田川郡・飽海（あくみ）郡を領有した譜代藩である。元和八年（一六二二）の最上氏改易後、酒井忠勝（忠次の孫）が入部して成立した。鶴ヶ岡と亀ヶ崎の二城のうち、鶴ヶ岡城を居城と定めた。石高（表高）は、初期と幕末を除いて一四万石。明治二年（一八六九）九月、朝命により大泉藩と改称された（木村礎・藤野保・村上直編『藩史大事典』第一巻　北海道・東北編、雄山閣出版、一九八八年、庄内藩の項〈斎藤正一氏執筆〉）。なお、領内の酒田（飽海郡）は、酒田湊と亀ヶ崎城下の総称であり、最上川北岸に位置した（『角川日本地名大辞典』編集委員会編『角川日本地名大辞典』六　山形県、角川書店、一九八一年、地名編の酒田の項）。

（2）國學院大學図書館所蔵　貴三三七七〜三三八〇。

（3）鶴岡市役所編纂発行『鶴岡市史』上巻（一九六二年）四〇六頁以下、山形県編纂発行『山形県史』第三巻　近世編下（一九八七年）第九章第二節（難波信雄氏執筆）八九六頁以下、斎藤正一『庄内藩』（日本歴史叢書新装版、吉川弘文館、一九九五年）一四七頁以下、本間勝喜『庄内藩』（シリーズ藩物語、現代書館、二〇〇九年）一四七頁以下、川越市庶務課市史編纂室編『川越市史』第三巻近世編（川越市、一九八三年）第五章第一節（大友一雄氏執筆）、青木美智男『藤沢周平が描ききれなかった歴史 ―『義民が駆ける』を読む』（柏書房、二〇〇九年）、国立歴史民俗博物館編集発行『地鳴り山鳴り ― 民衆のたたかい三〇〇年 ―』（二〇〇〇年）、山形県飽海郡学事会編『酒井侯本領安堵天保快挙録』（小野武夫『徳川時代百姓一揆叢談』〈増訂新版〉上冊、刀江書院、一九六四年。原本は一九二二年刊）、清野鉄臣編『荘内天保義民』前篇（アサヒ印刷所、一九三四年）、『同』後篇・続編（一九三五年）、北島正元『水野忠邦』（人物叢書新装版、吉川弘文館、一九八七年）二九四頁以下等（論文は割愛）。

（4）青木前掲書六二頁。

（5）同七二頁以下。

（6）「天保十一年十一月御所替被仰出候一件」（「合浦珠」、『山形県史』資料編一七　近世史料二、一九八〇年、五No.一四）。

（7）青木前掲書二一三頁。

（8）同七八頁以下。

（9）岩淵令治「庄内藩江戸勤番武士の行動と表象」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一五五集、二〇一〇年）。なお、水野忠邦を風刺した「浜松てんてこ舞」には、「越前といふ人は」、「三に酒井を困らして」、「五ツ印旛の堀割を」等とあり、「乱国舞」にも、「同」、「三ニ酒井をこまらして」、「五ツ印旛を掘かけて」等とある（矢島隆教編、鈴木棠三・岡田哲校訂『江戸時代落書類聚』中巻、東京堂出版、一九八四年、一九一頁以下）。

（10）鏑木行廣『天保改革と印旛沼普請』（同成社、二〇〇一年）。

（11）本間前掲書一六三頁以下。

（12）水野忠邦は、天保十五年六月に老中首座に再任されていたが、秋頃から病欠が多くなり、翌年の弘化二年正月からは欠勤が続いていた。二月二十一日に辞職（北島前掲書四九二頁以下）。

(13) 前掲岩淵「庄内藩江戸勤番武士の行動と表象」。
(14) 三宅智志「天保期江戸城普請における大名御手伝・上納金について」(『鷹陵史学』第三五号、二〇〇九年)。
(15) 黒板勝美編『続徳川実紀』第二篇(新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九三四年、五三一頁以下)。
(16) 前述した墨付三八五丁という数字は、第一冊の裏見返しを含んでいない。
(17) 詳細は後述。
(18) 「藤岡屋日記」(鈴木棠三・小池章太郎編『近世庶民生活史料　藤岡屋日記』第二巻、三一書房、一九八八年、一九〇頁)等にも収録されている。
(19) 前掲『地鳴り 山鳴り』には、三方領知替反対一揆の経過を描いた彩色絵巻「夢の浮橋」の絵画部分の写真が掲載されており、立札や旗の絵もある。ちなみに、「文書など書かれたものが主である『合浦珠』『保定記』でも旗・幟と立札は絵入りで詳細に書き留められている」(同書五〇頁)。
(20) 「合浦珠」所収のものが前掲『荘内天保義民』前篇五二頁以下にも収録されている。
(21) 同じく五七頁以下。
(22) 「右御伺書去丑年(天保十二)被差出候なり」と記載されている。
(23) 前掲『川越市史』第三巻第五章第一節五二七頁。なお、北島正元氏によると、「太田資始の辞職は、かれが忠邦の改革方針に反対し、徳川斉昭を参府させ、共謀して忠邦を追い落そうとする工作に失敗した結果といわれる」(北島前掲書二五九頁)。
(24) 「聞見録」には、太田が転封中止を主張したという記述はない。
(25) 北島前掲書二五四頁以下。
(26) 前掲『近世庶民生活史料　藤岡屋日記』第二巻二〇六頁。
(27) 忠邦の屋敷で起きた騒動については、「実珍敷天下一之狼藉とも可申哉」と記載されている。ちなみに、庄内藩中老(印旛沼手伝普請総奉行)竹内八郎右衛門茂正の「在勤御用留」十三(千葉市史編纂委員会編『天保期の印旛沼堀割普請』、千葉市、一九九八年、二一一二)天保十四年閏九月十三日条には、忠邦失脚の知らせについて、「誠ニ天下之大幸恐悦至極、不堪雀躍候、最早尾羽も被延候世の中ニ相成、国家之幸甚不過之、歓喜難尽筆紙」と記されている。また、江

戸勤番の同藩供頭金井国之助と同僚は、失脚の祝宴（公金）を料理茶屋で催している（前掲岩淵「庄内藩江戸勤番武士の行動と表象」）。

(28) 印旛沼手伝普請関係記事の中には、天保十四年九月九日、大和田村（現千葉県八千代市）の幕府役人旅宿に、庄内藩留守居矢口弥兵衛が呼び出されたときの記事もある。これに続いて記載されている十一日付の幕府宛同藩留守居大山庄太夫伺書には、「彼地詰之役人供より申越」という文言がある。九日の記事は、現地から江戸への報告に基づいて記載された可能性もある。

(29) 関連史料を以下に掲げる。①前掲「在勤御用留」十三天保十四年閏九月十三日条に、「西下（水野忠邦―『天保期の印旛沼堀割普請』注）名代堀出雲守、御勝手方不行届儀有之、加判之列御免、急度慎可罷在候之旨被 仰渡候趣、夕方下座見甚五兵衛申出ル」とある。②「続保定記　印旛沼古堀筋御普請之部」（前掲『天保期の印旛沼堀割普請』一一―一二）には、「御家印旛沼御普請詰御役人」（庄内藩）の記載があり、足軽目付と同小頭の間に、「下座見」があり、加藤甚五兵衛・佐藤久八他八名が記載されている。③在府の庄内藩中間大小頭鈴木儀七書状（「合浦珠」、前掲『荘内天保義民』後篇四〇頁以下）のうち、天保十二年閏正月二十五日付三浦嘉蔵宛には、「水戸様には先頃より御登可被遊抔風聞御座候処、御登無之此間度々下座見出を以御座よりも御屋敷へ為聞候所、御登は来寅正月中か二月中にも御登り可被遊の旨申聞候由」とあり。④同書状のうち、同月二十九日付には、「先頃大御所様付奥向表女中の内、御咎其外二ノ丸の御座敷へ、押込被置候女中も御座候由（中略―引用者注）是等は極々奥の儀に付、下座見も不知由に御座候」とあり。⑤「合浦珠」長岡聞繕之部一（長岡市史編集委員会　近世史部会編『三方領知替えと天保期の村』、市史双書No.三三、長岡市、一九九六年、二六頁以下）によると、三方領知替発令直後の同十一年十一月八日、庄内藩の「御足軽下坐見」玉江三保蔵他一名は、「長岡様子聞繕」のため、庄内を出発している。⑥玉江の同十二年七月九日付書状（「合浦珠」、前掲『荘内天保義民』後篇七四頁以下）には、三方領知替一件に関する江戸の様子（町奉行矢部左近将監定謙（さだのり）による佐藤藤佐〈後述〉尋問他）について記されている。⑦同年六月の大目付宛関茂太夫届（「浮世の有様」九下、谷川健一編集委員代表『日本庶民生活史料集成』第十一巻　世相一、三一書房、一九七〇年、七五五頁以下）には、「今般左衛門尉所替被仰付候ニ付、庄内領の百姓共、去冬已来度々出府仕」、「両下馬御屋鋪辺へも、日々目付役下座見足軽等差出置」、「下馬にて取押」等と記されている。

(30)『酒井侯本領安堵天保快挙録』(前掲書九三頁以下)にも収録されている。

(31)三方領知替一件関係以外は、全て「天保雑記」(南和男解題『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第三四巻　天保雑記(三)、汲古書院、一九八三年、三五四頁以下)にも収録されている。天保十三年の書状に関しては、「此書面若林氏より貰ひ受」という文言も同じ。「安心洞之図」の絵は、細部の描写が若干異なる。

(32)北島前掲書四七四頁以下に紹介されており、「藤岡屋日記」(前掲書五六三頁以下)等にも収録されている。

(33)庄内藩の佐藤氏は、定府用人佐藤孫九郎(天保十一年武鑑、深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』、東洋書林、二〇〇〇年、四三六頁)他多数が存在。

(34)蔵書印に関しては、渡辺守邦・後藤憲二編『新編蔵書印譜』(日本書誌学大系七九、青裳堂書店、二〇〇一年)等も調べた。

(35)前掲『荘内天保義民』前篇一二頁、「浮世の有様」九下(前掲書七四七頁)。前者は、「席達」として掲載されており、十一月九日付、「両頭」差出。後者は、「在所御家中への御触書の写」として掲載されており、日付は十一月。本文に続いて、「右の趣、支配有之面々は支配下へも可被申達候」という文言と、「御家中御給人へ」という宛所が記載されている。

(36)「鶴岡齋藤氏記録」(山形県内務部編発行『山形県史』巻三、一九二〇年、八九五頁以下)。

(37)『酒井侯本領安堵天保快挙録』(前掲書五六頁以下)。

(38)青木前掲書一二三頁。

(39)今回翻刻した巻一と、翻刻しなかった巻二の二か所の「佐藤藤助」が、「　」でくくられている。佐藤藤佐は、出羽国飽海郡遊佐(ゆざ)郷升川村(現山形県遊佐町)出身。江戸に出て公事師を生業とし、旗本の用人となった。詳細を確かめることは難しいとされるが、三方領知替一件に関わり、矢部定謙に接触した他、庄内藩の江戸藩邸にも出入した(岩淵令治「三方領地替反対一揆における〝一体性〟と〝多様性〟」、『地方史研究』第三五二号、二〇一一年)。巻二には、佐藤に関する風聞が記載されており、駕籠訴への協力を断られた惣代が、「こやつ国賊也、川越江心をよせると見受」、「コレひとつかミにころさん」という思いを抱いたとある。

(40)前掲『鶴岡市史』上巻四一五頁以下。

(41)青木虹二編『編年百姓一揆集成』第一五巻(三一書房、一九八八年)五三〇頁以下。

(42) 前掲『荘内天保義民』前篇三二頁。

(43)「合浦之珠」上書之部（前掲『山形県史』資料編一七―五№二八）。

(44) 前掲鈴木儀七書状。

(45)「浮世の有様」九下（前掲書七四九頁）。「水野越前守様太田備後守様へ差上候書付の写」として掲載されている。なお、「出羽庄内田川郡村々百姓共」差出。

(46)「聞見録」の記事の中では、家斉の没や幕閣の人事と三方領知替一件を直接関連付けている記述は存在しない。

(47)「合浦珠」全六〇巻（致道博物館所蔵）は、三方領知替一件終息の八年後、嘉永二年（一八四九）に庄内藩士内藤昇によってまとめられた記録。「おそらく、藩内に集められた転封に関する関係文書のほか、領内の関係者たちから収集した全情報を精力的に書写し、それらをいくつかの項目に分けて記録したものである」。「ざれ歌など巷間の風聞」も含まれる（青木前掲書一四二頁以下、一六〇頁以下）。「合浦珠」の一部は、各種刊行物に紹介されており、本稿でも使用している。

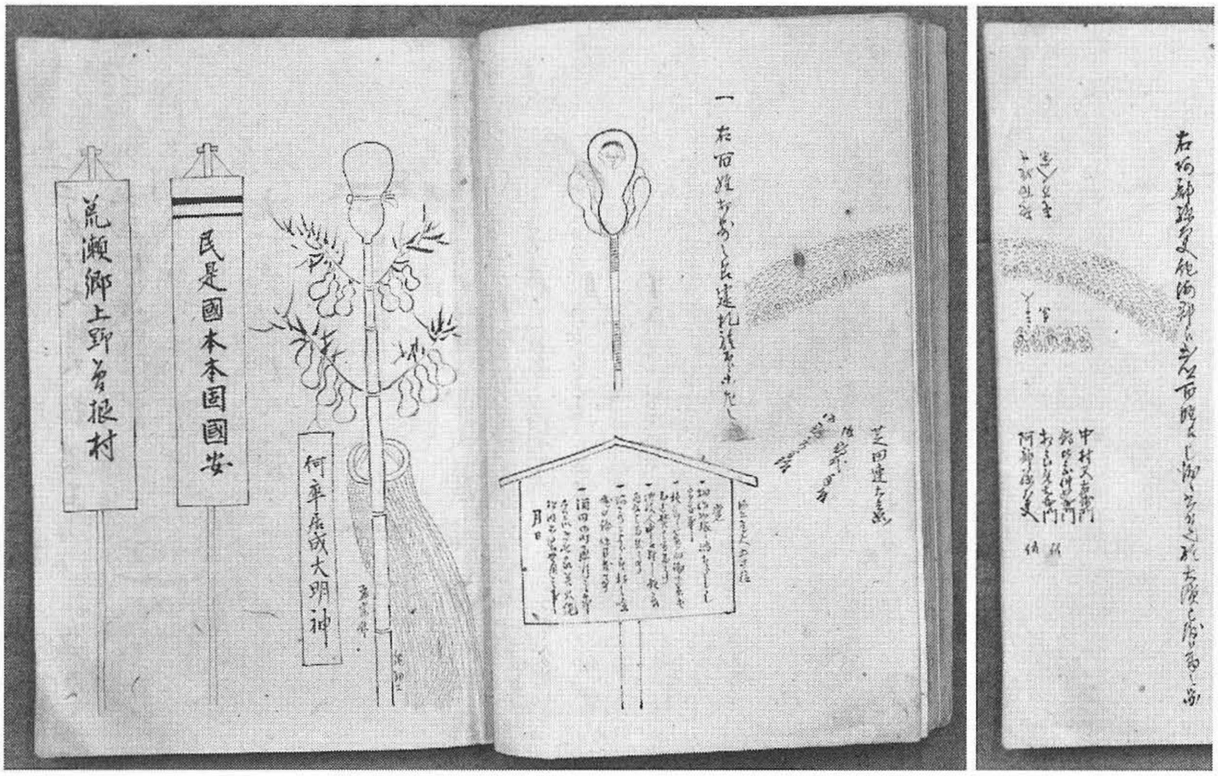

写真１　「聞見録」巻２　天保12年２月　「大浜申渡候節之図」（右）・「百姓打寄之節建札・旗印等」（左）

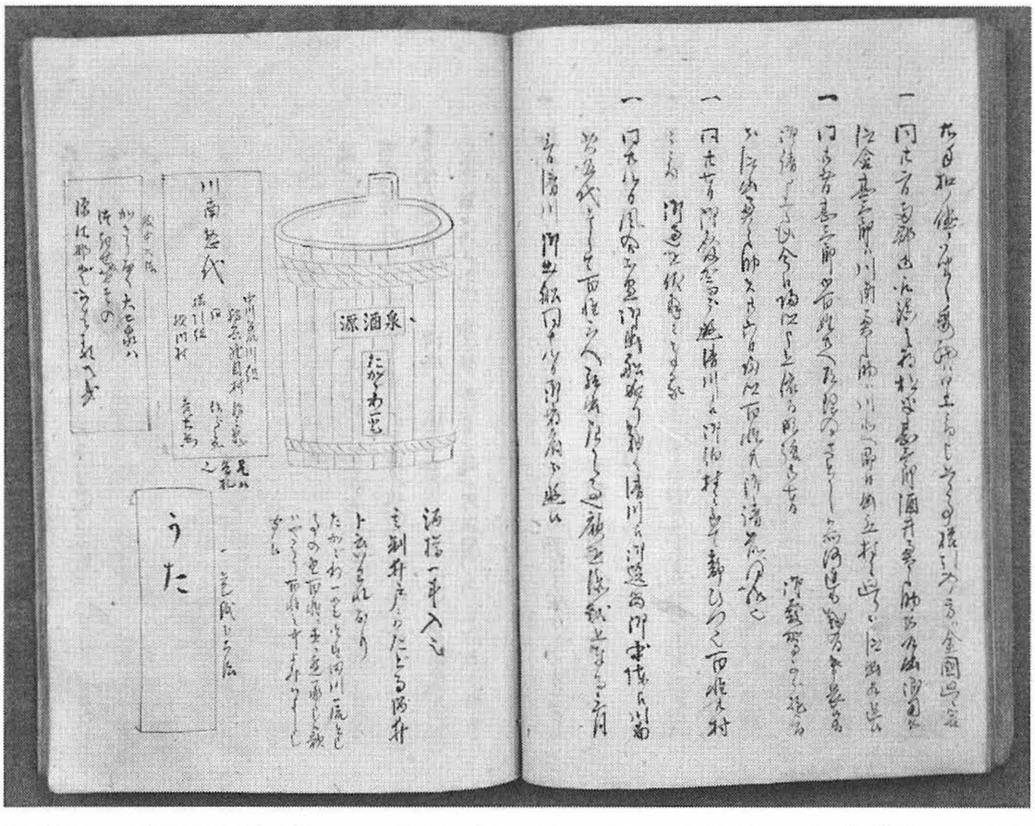

写真２　「聞見録」巻２　天保12年２月28日　出府する庄内藩主へ川南百姓より献上品

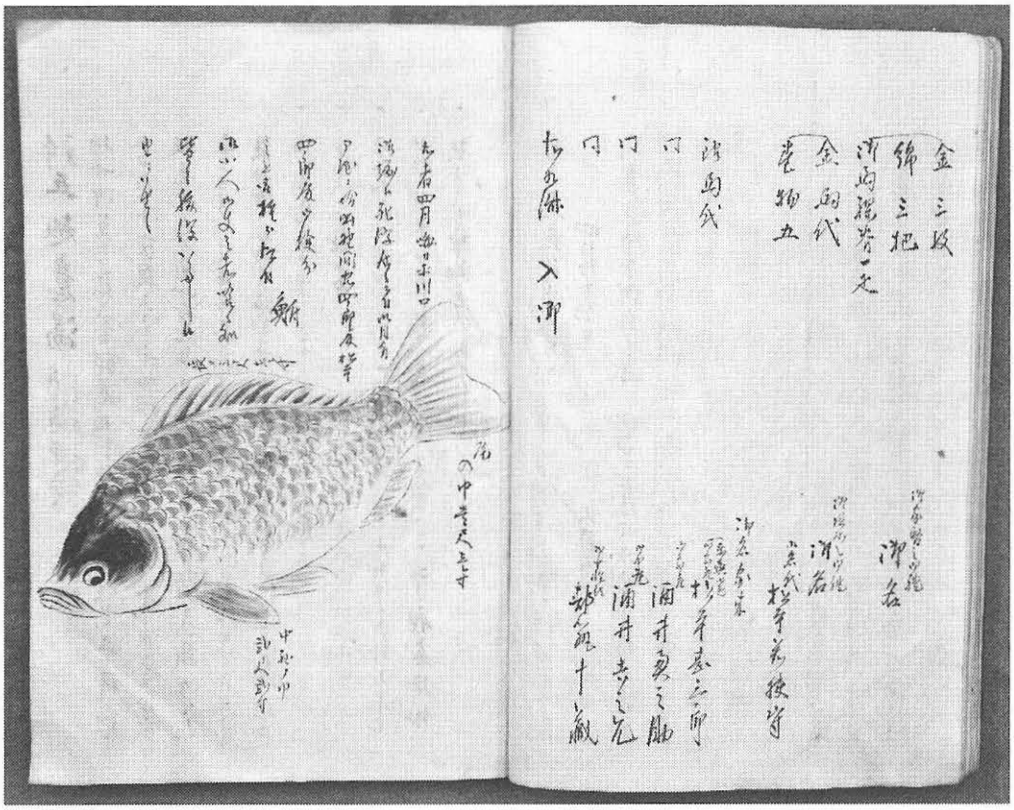

写真３　「聞見録」巻３　天保13年４月晦日　江戸城平川口堀に死骸が浮かび上がった長３尺１寸の鮒

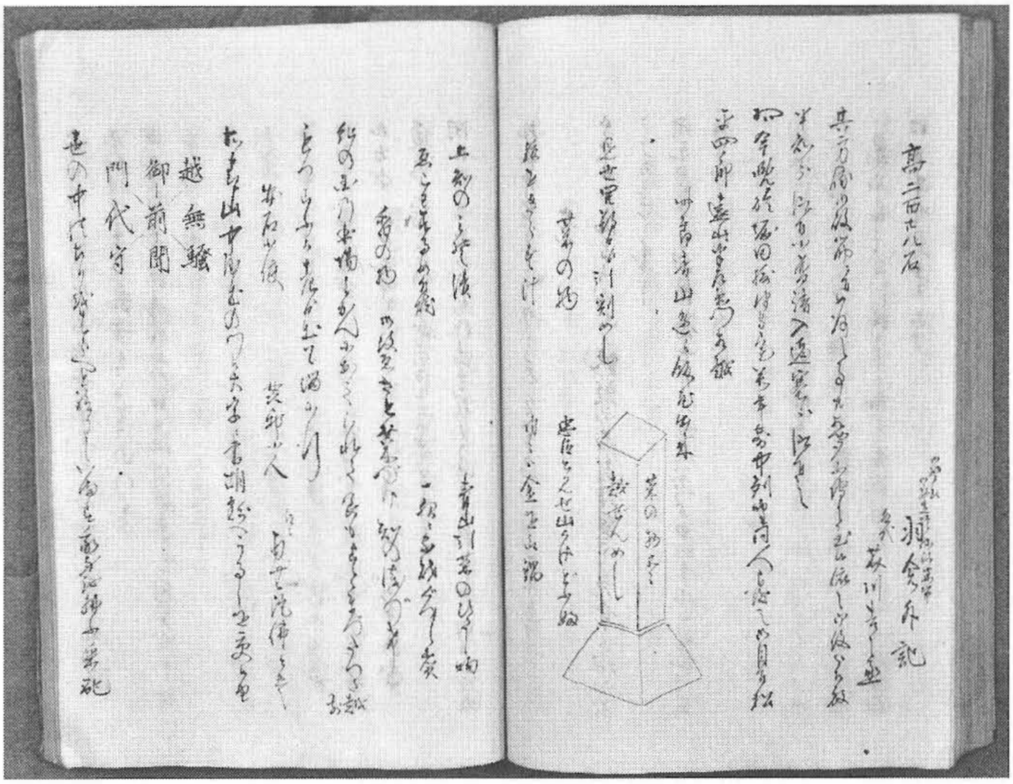

写真４　天保14年閏９月　「此節青山辺江飯屋出来」（老中水野忠邦失脚を風刺）

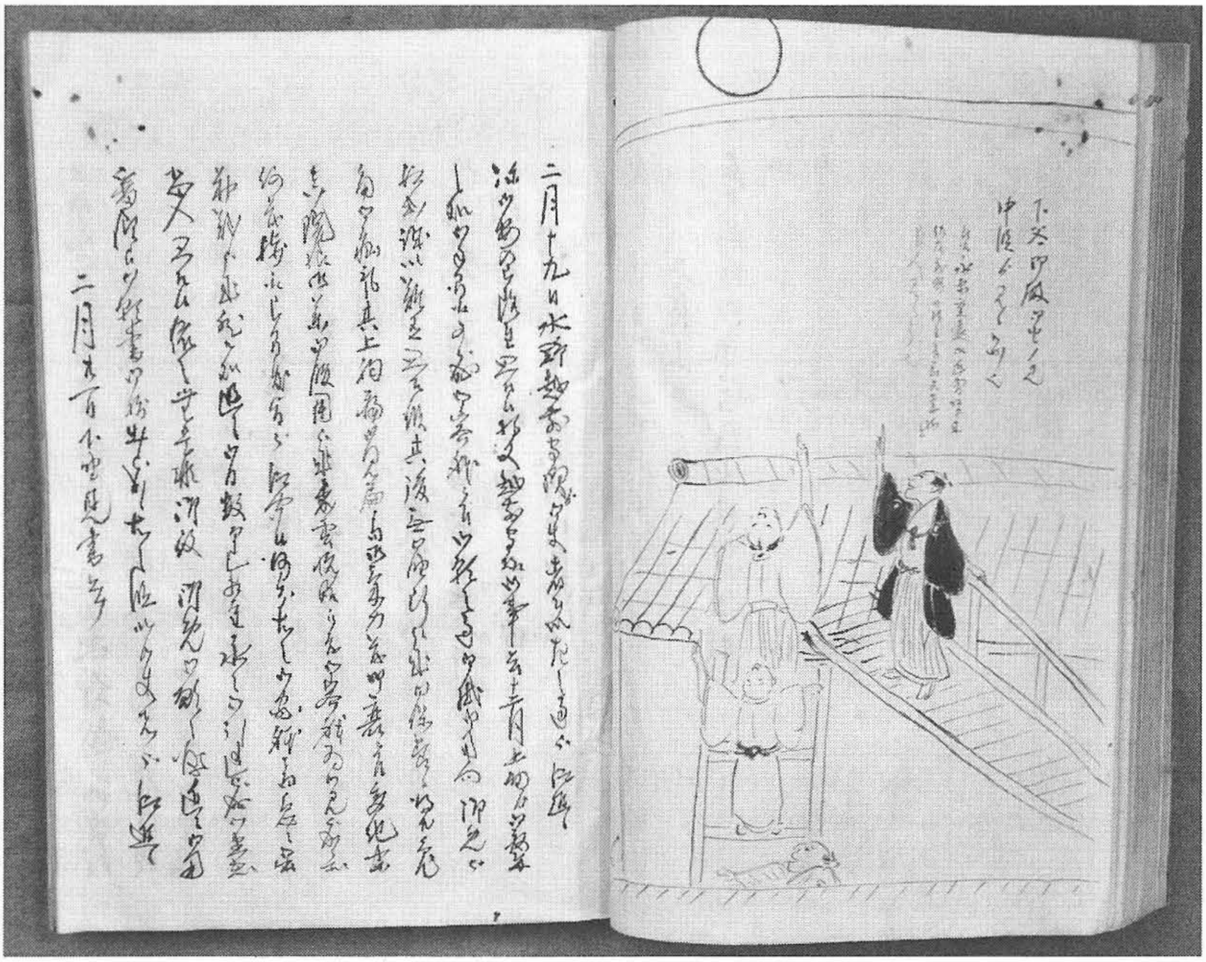

写真５　「聞見録」巻７　弘化２年２月16日　「下谷御殿（庄内藩中屋敷）御火ノ見中段より見候図」（暮六つ時の空に現れた白気）

表１ 「聞見録」記事概要（記載順）

巻	冊	丁	記事	年月	備考
1	1	１オ～14ウ	**三方領知替一件**（一件関係記事の詳細は表２参照）	天保11年10月～同12年正月	庄内藩主は在国。領知替の知らせが庄内に届いた日付に関する記載あり。「京流行いろは之歌」等あり。本稿に翻刻
2	1	15オ～18オ	**三方領知替一件**	天保12年閏正月	挿絵あり
2	1	18オ～19ウ	大御所家斉没	天保12年閏正月～２月	**家斉没の知らせが庄内に届いた日付に関する記載**あり。落首等あり
2	1	19ウ～61ウ	**三方領知替一件**	天保12年２月～６月（一部同11年12月）	挿絵あり（写真１・２参照）
2	1	61ウ～裏見返し（78ウの次）	幕政の動向（家斉側近の若年寄林肥後守忠英・御側御用取次水野美濃守忠篤・新番頭格小納戸頭取美濃部筑前守茂育解任、矢部左近将監定謙町奉行就任、大老井伊掃部頭直亮退任、天保の改革開始、老中太田備後守資始病免他）	天保12年４月～６月	「丑四月十六日より呉服夏物類大安売」等あり（64ウには**三方領知替一件**関係落首も）。挿絵あり
3	2	１オ～10オ	幕政の動向（入墨禁止・日光社参・初物売買禁止・人事他）等	天保13年３月～４月	社参実施は翌年。「天保流行ちよぼくれ」等あり
3	2	10オ～10ウ	**庄内藩主酒井左衛門尉忠発家督相続御礼江戸登城将軍拝謁**	天保13年４月	
3	2	11オ～14ウ	幕政の動向（倹約令・寛永寺新廟等手伝普請・日光社参他）・江戸城平川口堀の長３尺１寸鮒	天保13年４月～５月	「天下一方五趣意湯」あり。挿絵あり（写真３参照）
3	2	14ウ	**出羽国田川郡・飽海郡・由利郡の庄内藩預地廃止**	天保13年５月	
3	2	14ウ～29ウ	幕政の動向（出版統制・高島秋帆砲術教授許可・市川海老蔵江戸追放・日光社参・海防・人事他）等	天保13年５月～８月	「苗売ない尽し」「矢部様御歌」等あり

3	2	29ウ〜30ウ	**三方領知替一件**に付幕府宛仙台藩伊達家伺書	天保12年6月	
3	2	30ウ〜72オ	幕政の動向（近江国検地反対一揆・人返し令・唐物抜荷取締令・日光社参・海防・倹約令・人事他）・彗星（足立左内報告等）・両国花火屋玉屋火事等	天保13年8月〜同14年4月	彗星は2月7日。「はんじ」等あり。挿絵あり
3	2	72オ〜72ウ	**庄内藩領海防**に付幕府宛留守居大山庄太夫伺書	天保14年4月26日	庄内藩主は在国
3	2	72ウ〜85ウ	幕政の動向（馬喰町貸付金半高棄捐・上知令・日光社参・人事他）等	天保14年5月〜6月	社参自体は4月に実施
3	2	85ウ〜86オ	**印旛沼手伝普請**（庄内藩他4藩）	天保14年6月	庄内藩主は在府。以下、印旛沼関係の大半は江戸の記事
3	2	86オ〜91ウ	幕政の動向（町人武術稽古禁止・上知令・日光社参他）・**印旛沼手伝普請**等	天保14年6月（一部4月）	
4	3	1オ〜8ウ	**三方領知替一件**ニ付水戸藩軍師山国八郎の上書・日記	天保12年4月	
4	3	9オ〜19ウ	水戸弘道館の様子等について報じた若林七郎宛壬生藩鳥居家家臣友平栄（若林弟）書状（「此書面若林氏より貰ひ受」）・「水府公御触書並自葬式文」等	天保13年8月、同14年、同15年正月	挿絵あり
5	3	20オ〜30ウ	幕政の動向（浪人取締令・上知令・日光社参・寛永寺新廟等手伝普請・人事他）・**印旛沼手伝普請**	天保14年6月〜7月	
5	3	30ウ〜31オ	**幕命による大名屋敷移転（浅草向柳原庄内藩下屋敷→本所元柳原水野備前守上地〈手当金1,000両〉、西丸下館林藩井上家屋敷→浅草向柳原庄内藩下屋敷等）**	天保14年7月	庄内藩主は在府。本所屋敷受取の記事に「系御譜ニ委故略之」とあり
5	3	31オ〜48オ	幕政の動向（日光山手伝普請・漂流民護送船令・上知令・人事他）・**大名屋敷移転・印旛沼手伝普請**・江戸大火等	天保14年7月〜9月	日光山手伝普請は完了後の記事。印旛沼手伝普請は、大和田村（現千葉県八千代市）の記事もあり

5	3	48オ～50オ	**供立行粧省略に付庄内藩他２藩宛岸和田藩他１藩廻状・印旛沼手伝普請**	天保14年９月	
5	3	50オ～51オ	徳大寺・日野両卿隅田川連歌等	天保14年９月	
5	3	51オ～52オ	**下谷新橋通庄内藩中屋敷在藩士の中間が下女を殺害**	天保14年９月	
5	3	52オ～74ウ	幕政の動向（上知令・老中水野越前守忠邦罷免・人事他）・**印旛沼手伝普請**・日光山准后隠居(没)・江戸火事・深川三十三間堂千射・幕府宛中村藩相馬家水害届(同藩より「為御知奉札来」)	天保14年９月～10月	「天保十四卯閏九月十三日　浜松堂」「実語教」等あり。挿絵あり（写真４参照）
5	3	74ウ	**神田旅籠町出火の際に差し出した下谷新橋通庄内藩中屋敷の町人数に付幕府宛留守居大山庄太夫届**	天保14年10月	
5	3	74ウ～80ウ	幕政の動向（譜代衆供立行粧・人事他）・**印旛沼手伝普請**	天保14年10月	「御免万病退役散」等あり。挿絵あり
5	3	81オ～82オ	（白紙）		81丁と82丁は袋綴じではない
5	3	82ウ～90オ	幕政の動向（改革に付触書・人事他）・幕府宛中村藩損毛届(「為御知奉札来ル」)	天保14年10月～11月	82ウ・83オは重複記事あり。82ウは一部欠損
5	3	90オ～91オ	**異国船江戸近海渡来時の対応に付幕府宛庄内藩届**	天保14年10月	
5	3	91ウ～100ウ	幕政の動向（貸付金半高棄捐・財政・人事他）・幕府宛仙台藩損毛届（「為御知奉札来」）・「来ル辰年冠大小」・江戸大火等	天保14年12月～同15年正月	
6	4	１オ～19ウ	甲府勝手方小普請石河疇之丞・浜中三右衛門嘆願書	天保14年11月	**印旛沼手伝普請関係記事含む**
7	4	20オ～20ウ	**酒井忠次の短冊**	弘化２年正月	挿絵あり
7	4	21オ～22ウ	幕政の動向（幕府連歌始・江戸城本丸普請他）	弘化２年正月	

7	4	22ウ～23ウ	**幕命による江戸屋敷移転（本所四ツ目庄内藩中屋敷・同所元柳原同下屋敷→浅草向柳原館林藩屋敷〈「以前之通下屋敷相唱可申候」〉等）等**	弘化２年正月	江戸屋敷関係ではない記事１件挿入
7	4	23ウ～24オ	幕府人事	弘化２年正月	
7	4	24オ～29オ	江戸大火	弘化２年正月	
7	4	29オ～33オ	幕政の動向（火消・江戸城本丸普請・人事他）・**大名屋敷移転**	弘化２年正月～２月	
7	4	33オ～33ウ	暮六つ時の空に現れた白気	弘化２年２月	**庄内藩の「下谷御殿御火ノ見中段」より見る図（水原重遠・佐藤義興等が見たと記載）あり（写真５参照）**
7	4	34オ～37オ	幕政の動向（再任されていた老中水野忠邦病免他）・**大名屋敷移転**	弘化２年２月（一部同元年12月）	
7	4	37オ～48オ	漂流民を乗せた異国船来航	弘化２年２月～４月	
7	4	48オ	**「弘化二乙巳之春柳邸再復謹賦七律一篇」**	弘化２年春	
7	4	48オ～57ウ	幕政の動向（老中格堀大和守親審病免・江戸城本丸普請・異国船来航・人事他）・江戸大火・深川三十三間堂百日矢数	弘化２年２月～５月	将軍家慶が本丸に移ったのは２月28日
7	4	57ウ～58オ	**庄内にて明六つ時より暮六つ時まで日矢数**	弘化２年４月	庄内を飛脚が出発した日付に関する記載あり
7	4	58オ～58ウ	幕府人事	弘化２年５月	
7	4	58ウ～59オ	**酒田火事に付幕府宛庄内藩届**	弘化２年５月	届の日付は４月
7	4	59オ～68オ	幕政の動向（市川団十郎褒賞・江戸城本丸移徙祝儀能・人事他）	弘化２年５月～６月	

7	4	68オ～71ウ	**庄内藩屋敷染物御用達平右衛門町瓶子屋市郎右衛門差出書付**	弘化２年６月	
7	4	71ウ～75オ	幕政の動向（イギリス船来航・江戸城本丸普請・人事他）・南佐柄木町何某所のトウモロコシに咲いた花（イワレンゲのごとし）・幕府宛横須賀藩西尾家水害届（「為御知」）等	弘化２年６月～７月	
7	4	75オ～80オ	**向柳原庄内藩下屋敷辻番所外の敵討喧嘩（武蔵国男衾郡勝呂村百姓）**	弘化２年７月	
7	4	80オ～101ウ	幕政の動向（水野忠邦・堀親寚減封・隠居・蟄居〈水野家は追って所替〉、元町奉行鳥居甲斐守耀蔵丸亀藩京極家預、書物奉行渋川六蔵臼杵藩稲葉家預、御金改役後藤三右衛門死罪、石河疇之丞・浜中三右衛門切米・扶持召放、江戸城本丸普請、人事他）・**敵討喧嘩**・事件の証人として呼び出された50人余の吉原遊女・幕府宛仙台藩損毛見込届（「為御知」）等	弘化２年７月～10月	「弘化二巳年　江戸何」「耀甲斐はなし」等あり（**三方領知替一件**関係落首・**印旛沼手伝普請**関係落書も）。挿絵あり
7	4	101ウ～102オ	**幕府宛庄内藩損毛届**	弘化２年10月	
7	4	102オ～116ウ	幕政の動向（三方領知替〈浜松藩水野家＝忠邦の子→山形、山形藩秋元家→館林、館林藩井上家→浜松〉・後藤三右衛門土蔵調・人事他）・**瓶子屋市郎右衛門（酒井忠次関係文書）**・吉原大火・「当年諸家様御領分御損毛高」等	弘化２年10月～12月	「五人男見立」等あり。挿絵あり

注

1）庄内藩関係記事（太字で示した）とその他記事の別に留意して作成した。

2）「年月」欄の記入にあたっては、年月が明記されていない記事を除外した。

表２ 「聞見録」所収三方領知替一件関係記事の内容一覧

巻	冊	丁	記事	年月日	備考
1	1	1オ	庄内藩酒井家、長岡への所替を命じられる（庄内に飛脚着）※本稿翻刻(一)	天保11年10月晦日～11月７日（発令は1日）	藩主は在国。以下、一部を除いて庄内藩関係記事
1	1	1オ～2ウ	藩主より家臣への達 ※同(二)	天保11年11月８日～18日	
1	1	2ウ～5ウ	京田通西郷組惣代江戸出訴に付代官所宛大庄屋注進 ※同(三)	天保11年11月晦日	
1	1	6オ～6ウ	西郷組馬町村の文五郎・たけ夫妻、寸志金２両を藩に献上 ※同(四)	天保11年11月	
1	1	6ウ～11オ	川北三郷惣代老中水野越前守忠邦他へ駕籠訴に付注進 ※同(五)	天保12年正月25日（飛脚が江戸を出発した日付）	
1	1	11オ～13オ	「京流行いろは之歌」「庄内大黒舞のうた」「丑年（天保12年）大小」等 ※同(六)	庄内で詠まれた歌１首は天保11年12月15日（他は年月日記載なし）	大黒舞は正月の門付芸。「丑年大小」の中には、一件関係ではないものも含まれている
1	1	13オ～14ウ	藩の所替担当役人 ※同(七)		「右之外御役向被仰付候面々有之候得共略ス」
2	1	15オ～17オ	川北惣代駕籠訴の願書		
2	1	17オ～18オ	川北百姓、酒田五丁野谷地で大寄合（「百姓一揆之ことく夥敷五丁野に打集り（中略）恰も戦場を見るにことならず」）	天保12年閏正月27日	旗の絵あり

2	1	19ウ～24オ	川北百姓、酒田大浜で大寄合(｢剣戟之沙汰無之、大塩の如くならねハ、見物之町人日和山又ハ山王山ニ群集し、追々小旗引かつき集る事之蟻の如く、午時ニ至て大変之人数と見、さしも大浜の広き渚も寸地も見へす（中略）備を守る事厳重也、是何人之指麾ならん、孫呉の法令を守ものならん、更ニ百性業とハ不被思｣)、川越藩に内通しているとして酒田の白崎五右衛門宅へ押し寄せる	天保12年２月１日	駕籠訴への協力を断り、白崎の同志とされた江戸（庄内出身）の佐藤藤佐に関する風聞も記載
2	1	24オ～26ウ	川北百姓、鶴岡で藩に嘆願	天保12年２月２日～３日	藩主への直訴は実現せず
2	1	26ウ～34オ	郡代・郡奉行等の川北出郷、川北百姓の大寄合、｢川北ニ而学力等も有之珍敷者｣、鶴岡の古道具屋等に出された鎗・長刀を求める百姓(｢大浜ニハ（中略）鎌指出候者有り、長刀抔指候者無之よし、隠蜜の噺ニは、何となく気送（後）之百姓猟師鉄炮磨立、松木を以大筒を拵へ、鎗・長刀求候事ハ、実以如斯の世の中ニ相成候もの哉｣)、鹿野沢村治吉の計略(｢鹿野沢村治吉と申者十九歳、此者大智恵者之よし(中略)今晩は白崎五右衛門江此鎗を以押寄可申趣、雑談ニ相咄し高らかに申候（中略）御足軽七拾人計（中略）出張いたし候処、右百姓引取、壱人も無之不残罷帰、空敷引取候よし（中略）町奉行始め御物頭迄も出し抜きいたされ甚不調子ニ有之由｣）等	天保12年２月６日～14日	大浜大寄合の際に郡代等が百姓に申し渡している様子が描かれている絵、立札・旗等の絵あり（写真１参照）
2	1	34オ～38オ	川南百姓の大寄合、出府する藩主へ川北百姓より献上品、出府延期、郡代・郡奉行等の出郷	天保12年２月(日不明)～20日	当初は21日出府予定。上藤島村六所明神大寄合の図・立札の絵あり

2	1	38オ～43ウ	川南百姓の大寄合に付「隠蜜より遣書上」	天保12年２月(日不明)～21日	
2	1	43ウ～44ウ	家老廻村・藩主出府・川南百姓より献上品等	天保12年２月22日～３月18日	２月27日出府、３月18日着府。献上品等の絵あり（写真２参照）
2	1	44ウ～50ウ	川北・川南惣代、水野忠邦他へ駕籠訴	天保12年３月21日	
2	1	50ウ～55オ	川北百姓、大浜で祈祷の大寄合	天保12年３月23日（寄合の日付）	祈祷場の図・旗の絵あり
2	1	55オ	所替を悲嘆していた奥坊主阿部伝佐母自害	天保12年４月中頃	
2	1	55オ～55ウ	藩主（「御不快」に付名代）、所替御礼江戸登城将軍拝謁。水野忠邦、留守居を呼び出し、近々引渡しの日限を決定する旨通達	天保12年６月１日	
2	1	55ウ～56オ	藩の所替担当役人		「前ニ漏たる御転領御用掛左ニ記」
2	1	56オ～57ウ	長岡藩主牧野備前守忠雅より家臣への達	（天保11年12月）	
2	1	57オ～58ウ	「今度御所替被為蒙　仰御気之毒奉存候（中略）決而御所替不及事ニ奉存」と記す野村市右衛門「落し文」	天保11年12月２日	
2	1	58ウ～59オ	長岡城受取に関して藩より幕府へ届け出る事項（受取担当の役人氏名等）に付石谷鉄之丞他１名達	天保11年12月６日	
2	1	59オ～61オ	庄内の城引渡しに関して藩より幕府へ届け出る事項（引渡し担当の役人氏名・城絵図等）に付小出織部他１名達	天保11年12月６日	
2	1	61オ～61ウ	城絵図の記載内容に付小出織部他１名達	天保11年12月６日	
2	1	64ウ	若年寄林肥後守忠英等の失脚に関する記事の中に、「大和屋が手許てついた田舎味噌あじかかわつてなんと庄内」あり	天保12年４月16日（失脚した日）	川越藩主松平大和守斉典の槍の絵あり

3	2	29ウ～ 30ウ	百姓愁訴に付幕府宛仙台藩伊達家伺書	天保12年６月	
4	3	１オ～ ８ウ	水戸藩軍師山岡八郎の上書・日記	天保12年４月 18日～22日	
7	4	90ウ	元老中水野忠邦等の処罰に関する「弘化二巳年　江戸何」（落首）の中に、「所替我身のうへと思ひしに　長岡　いまはよそ見に見るも気の毒　庄内」あり	弘化２年	

表３　「聞見録」所収下座見書上の例

巻	冊	丁	記事（引用）	年月日	備考
3	2	37オ～38ウ	十一月朔日下坐見書上候写 江州湖水縁其外新開場為見分罷越御勘定（中略）去ル十一日より私領分野洲郡三上村江致旅宿（中略）甲賀谷辺より多人数騒立候様子（中略）人数之儀ハ凡二三万人程も相集候哉之趣風聞仕候段、在所家来共より申越候（中略） 十月廿七日　遠藤但馬守	天保13年11月１日	近江国検地反対一揆関係
5	3	54ウ	同七日下坐見書上　水野越前守様 当月朔日より御不快御風邪之処（中略）松平伊豆守様へ御退役一件帳御借受被成候様に相聞候由、	天保14年閏９月７日	
5	3	99オ	十二月廿四日　下坐見書上ケ 御指扣御免被成候、　水野越前守様 名代水野采女様	天保14年12月24日	
7	4	23ウ	一下坐見書出し　脇坂淡路守様 下谷新寺町御屋敷御用ニ付御家作共可被指上候、為替地本所四ツ目御名中屋敷并同所元柳原下屋敷家作共被下之、 右御用番牧野様へ御家来御呼出被仰渡候、 但、此節御指入候中ニ付而也、	弘化２年正月18日	庄内藩・館林藩に対しては、江戸城にて藩主名代(庄内藩は一類の水野壱岐守)に申渡し
7	4	34オ～34ウ	二月廿一日下坐見書上ケ 水野越前守様 御一類水野壱岐守様 差添　野田甲斐守様 右は御病気ニ付御役　御免之御願書、今朝御用番伊勢守様御宅江御指出し被成候、	弘化２年２月21日	

【翻刻】

聞見録　第一冊巻一

（國學院大學図書館所蔵　貴三三七七）

【凡例】

一　漢字の旧字・異体字は、常用漢字・通行の字体に改めた。
一　変体仮名は平仮名に改めた。ただし、助詞の「而」「江」はそのままとし、小字右寄せとした。
一　「〆」以外の合字は仮名に直した。
一　適宜読点および並列点を付した。
一　敬意を表す欠字は一字あけ、平出は二字あけとした。
一　適宜（　）内に注記を施した。
一　（一）（二）①②等の数字は、便宜上挿入したものである。
一　鉛筆書入は、一部を除いて省略した。
一　蔵書印は省略した。

（表紙）

「　□（壱カ）弐」

（見返し異筆）

「庄内藩
佐藤氏」

○聞見録巻之壱

（一）

一天保十一子年十月晦日
明朔日御用之儀被為在候ニ付、御一類様之内被成御登城候様、御老中様方御連名之御奉書御到来被遊、
一十一月朔日　殿様御留守中ニ付、若殿様御名代として御登城被遊候処、越後国長岡江御所替被為蒙　仰候趣、同七日早追之御飛脚庄内へ着申来、

（鉛筆書入）

「此の間原氏の著より簡略也、此の書にては飛脚着

后の城内の様子知難し、」

（二）

①

一同八日被　仰出左之通、

今度御転領之儀は、不軽儀ニ付、右一同心力を尽、御家之為専一ニ相心得、諸事油断無之様可致義は勿論之儀、心付候事も有之候ハヽ、無遠慮可申出候、

一面々家屋敷不取乱、樹木等ニ至迄猥ニ伐取申間敷候、

一二百年前之御領地離レ候儀ニ付、残多存候も人情ニ候得は、自儘申間敷事をも口外致、　公義江対し不恭筋等有之候而は、以之外之事ニ付、万端相慎穏便ニ可致候、召仕・下々ニ至迄無用之雑談等致不申様、能々可申含事、

一在町へ対候共、猥ヶ間敷事無之様、申付方も可有之候間、各右趣意之所得と致勘弁、申付可被置事、

②

同十一日被　仰付候ニ付、弐百年来連綿之在所俄ニ引はなれ候儀、一同之遺恨可申様無之候、乍併無拠事故、武士之本意不取失不敬不法等無之様可致候、両家へ対し而も恥敷儀無之様致度事、尤引移之儀は、別而大切ニ相心得、両地町在之者ニ恩儀を専要可致候、

十一月十一日

小姓頭共へ

（鉛筆書入）

「此間略あり、」

③

同十八日被　仰出左之通、

一今度長岡江御所替被為蒙仰候故、長岡領之儀は七万石余之御場所ニ而、是迄之御領地御高とは引合不申御場所ニ付、面々不安心ニも可存哉と、此所深く　御心配

被　思召候、長岡へ御添地被仰出、是迄御同様ニ御割渡相成候儀は勿論之事ニ候間、一同決而不安心ニ存間敷候、扨又一同奉承知居候通、格別之　御家柄之事ニ候へば、公儀を御敬し被成候儀は勿論之御事ニ而、何事ニよらす御違背筋之儀は被遊間敷　思召候ニ付、面々は幾重ニも致勘弁、決而是迄(ママ)不敬之噂等いたし申間敷、能々申含候様、此段　御意ニ候、

(鉛筆書入)
「次の項まで相当略也、」

(三)

①

一　乍恐庄内二郡之百姓共一同御嘆申上候書付之事

酒井左衛門尉様今度御所替被　仰付候御事御達御坐候処、田川郡・飽海郡百性共老若男女子供迄、皆々嘆き(み脱カ)しつ居申候、二百年より前より(ママ)御住居之　殿様ニ而、御代々様より御光恩(厚)ニ預り、昔より凶作年は申ニ不及、八年先巳之年ハ、前代も聞及無御坐候大凶作年(以下「無御坐候」まで衍)は申ニ不及、八年先巳之年ハ、前代も聞及無御坐候大凶作ニ而、庄内之外御国々ニ而、我死人(餓)其数不分候様ニ承及申候、又他所よりハ御国江袖こひニ参り候もの共、大そふニおひたゝしく御坐候得共、庄内之殿様ハ御米・御金共沢山ニ町在之者共江被下置、其外ニも沢山ニ御拝借も被仰付、諸国より米も大そふニ御買入被成御救被成下候間、二郡之金持衆我おとらじとすくひの金銭出し、於庄内ハ壱人も袖こひ非人ニ抔出候者無御坐候而難有仕合なる事、皆々泪を流し居候、然る所年々凶作ニ相成而、殿様ニ而は御金もつき果候、殊の外御難義被成候て、諸国之金持より金銀大そふニ御借入被成候て、二郡之百性共町人ニ至迄、一ツも有品物ハ売払質ニ置、此上我死仕候より無之処、右之御金ニ而御救被下置候て、其上昔より之御拝借之米金ハ、夫々被下切ニ被成下候得ハ、御取立ハ不足ニ相成、其上御救米等年々ニ被下置候へハ、御時節柄大そふ御損失を奉掛候間、皆々泪をなかし、此上有間敷　殿様と難有

仕合ニ奉存候所、思もよらす御国替被仰付候事承候へハ、庄内御扶持取候程の金持ハ、皆々長岡江御供仕度（渡）と奉願候と（ママ）、然は巳年より続候而之凶作ニ而、皆々附れ居候へハ、当年ハ漸く作合も宜、悦居候へとも、右之米金被下候跡ニ而も、莫太之御拝借方上納仕候へハ、来年之夫食さつはり無御坐候百性計ニ御坐候間、此度色々又々御拝借其外色々御救方被下米も奉願居候事、且又人々之親方より是又夫食・金銀等沢山ニ借入置候へハ、是又ねたり候事も不相成候事ニ而、此度御所替ニ相成候ハヽ、跡江ハ猶々難有殿様御出被成候而、けつこふニ御手擬は被成下候ても、二郡之金持衆皆々長岡江参候事ニ御坐候へハ、極窮之皆々何と仕候而、御百性可相成候哉、渇命ニ相成候外無御坐候、今迄と大違さびしき御国ニ相成可申候と一同なきさわき、殿様御留申より外無御坐候と、二郡之者共子供迄、神々様江ぐわん（願）掛致より外は無御坐候と、皆しよふしん（精進）仕、湯殿山・金峰山・羽黒山・鳥海山、其外ニも御城下・在々之神仏様江参詣仕、何卒　殿様是迄之通ニ御出被遊候様祈、眼をはらし居申候、乍恐右之通御坐候間、御嘆申上候庄内ニ数代之御百姓共、只今御厚恩之殿様江分れ候而ハ、迚もがし致候外ニ無御坐候間、百性共格別之御慈悲、殿様永々庄内江御在住被成候様、乍恐宜様御沙汰被成下置度、御百姓共皆々御嘆申上候、以上、

天保十一年子十一月

田川郡
飽海郡
村々百姓共

御公儀様

御役所

②

以手紙申上候、追而寒気相増候へ共、弥皆々様御安全可被成御坐、珍重御儀奉存候、次ニ私共不相替満足仕候、然は今度　御殿様御国替被遊候事、何共我々共可申上様も無御坐候而、なけき居候而残念ニ奉存候間、段々承候へバ、川北遊佐・平田組より大勢江戸江御嘆ニ登候事承、其外ニも山中通よりも登候と承候付、然

は我々共先祖より永々御厚恩ニ預候而助命仕居候ヘハ、我々共もひそかニ申合、家内之者共ニハ、五六日も懸り不叶用事ニ而川北江参候といい聞、拾弐人当廿二日江戸江相登申候、我々共ヶ様成御百性共ハ、御願申上候ても、御国替之御日延ニは御取極も可被仰付候事、心元なく候て、元川北遊佐より当時江戸江登被成居候「佐藤藤助様」（「」は鉛筆書）と申御人、江戸中之事殊之外はきし之様承居候間、此御人江参り、ひしと御嘆奉願可申と相談仕候而、外ニは色々心当りも御坐候間、我々共罷登候間、御安事被成間敷候、七八日もすき候ハヽ、家之者共時節柄安事可申候間、私共江戸江罷登候等、乍憚為御知被成下度奉願上候、何様成事御嘆申上候と、皆々様御うたかいも御坐候と奉存候間、願書ハ皆々相談仕、此書付之通持参仕、江戸江罷登申候間、必御安事被成間敷候、跡江は何分御世話被下度、皆々・我々肝煎中・親類中江も宜為御知被下度願上奉存候、右申度目（ママ）出度相帰、万々御物語可申上候、頓首、

十一月廿四日　　西郷組拾弐人

肝煎清兵衛様
同長右衛門様

尚々申上候、私共名態と不申上候、七八日もすき候ハヽ、村々御聞合可被下候、旦那様ニ而御立腹御しかりも可有御坐候得共、無拠候間、若御尋も御坐候ハヽ、宜御取成被下度奉存候、已上、

③

一筆啓上仕候、一昨廿八日昼九ツ時過、面体不改女書状一通被越候趣ニ而、馬町村肝煎「長右衛門」（「」は鉛筆書）所江指置罷帰り候趣、家内之者申聞、上書一覧之所、最上よりと有之、乍去肝煎共名あてニ付、開封仕候所、封中半紙両通御坐候段、昨夜中委曲御別紙注進申出候之間、此段御注進申上度、如此御坐候、恐惶謹言、

十一月晦日　　清水増治

御代官所

(四)

覚

京田通
西郷組馬町村
弥平次聟 文五郎
文五郎女房 たけ

金弐両

此度御国替被為蒙　仰候趣奉承知、右夫婦之者共、悲嘆之上願出申候は、もとより極窮之水呑ニ而、聊小作田を掛(ママ)、日雇取体ニ而、家内離散迄仕、「たけ」(「」は鉛筆書)幼年より奉公ニ罷出、弐拾年以前巳年家江引込候、翌年莫太之御米金御称誉被成下、段々融通も出来、乍聊御田地をも取入、家内何様ニか寒暑を凌相続仕居候段、誠以御厚恩之程片時も難忘、為冥賀聊たりとも寸志指上申度、日夜心掛居候得共、近年凶作続候時節ニ付、不任心残念罷在候所、不奉存寄、猶又去々戌年御時節から夫婦江莫太之御称誉被成下候段、実ニ難有仕合奉存候、追々取入置候分と都合千束刈余之御百性ニ罷成、其外小作共、当年は別而上作仕候間、此上精励何卒寸志指上申度心掛、楽居在候所、此度　御国替何共可申上様無御座候、依之恐多奉存候得共、為冥加乍聊書面之通寸志之印計指上、御入用之端ニも御指加被成下度、猶又被遊　御所替被成候而も、此上出精相働、乍少々宛も追々寸志指上度段、誠ニ厚意之次第ニ付、願之通申付候、此段申上候、以上、

十一月

(五)

①

乍恐以書付御嘆訴奉申上候

出羽国庄内田川郡百性・飽海郡百姓共一同奉申上候、此度酒井左衛門尉様御所替被仰付候御事、御沙汰ニ御坐候所、右二郡百性共老若男女子共迄、皆々嘆きなきしつみ居申候、弐百年前より御住居之殿様ニ而、御代々様より御光恩ニ預り、昔より凶作年は申不及、八年先巳之年は、前代未聞之大凶作ニ而、庄内之外御国ニ而、餓死人其(ママ)外数不知候様承り及申候、又他所より御国江袖こひニ参り候者共、大そふ夥敷御坐候得共、庄内殿

様は御米・御金共沢山ニ在町之者共へ被下置、其外ニも沢山御拝借被　仰付、諸国米穀大そふ御買入被成、御救被成下候間、庄内は壱人も袖こひ非人抔ニ出候者無御坐候間、御恩沢之程難有仕合なる事、皆々泪を流し居候、然ル処年々之凶作ニ相成候而、殿様ニ而は御金つき果候間、殊の外御難儀ニ相成候而、諸国之金持より金銀・米穀も御借入被成候而、御救被下置候而、其上昔より之御拝借之御米金共ニ、夫々被下切ニ被下置候得ハ、御時節大そふ御損失奉掛候間、皆々泪を流し、此上有間敷殿様と難有仕合奉存候処、思ひも不寄御国替被　仰付候而、長岡江御入国被遊候ては、是迄莫太之御恩沢を蒙り、可奉報期も、(ママ)一同なきさわき、殿様御留申候より外無御坐と、二郡之者共子共、(迄脱カ)神々様へ願掛致候より外無御坐と皆々精心仕、(進)湯殿山・金峰山・羽黒山・鳥海山、其外ニも神仏様へ参詣仕、何卒殿様是迄之通り御出被遊候様いのり、眼をなきはらし居申候、乍恐右之通り御坐候間、御嘆申上候庄内数代之百性共、只今御光恩之殿様ニわかれ候而は、迚も御恩可報様無御坐候間、百姓共格別之以御慈悲、殿様永々庄内へ御在住被成候様、乍恐宜様御沙汰被成下度、百性共一同御嘆奉申上候、右は田川郡・飽海郡村々之者共不残罷出、御嘆訴奉申上候心組之所、極内々ニ而談合候得共、風と領主之御耳ニ入候哉、皆々御指留、厳敷蒙御叱候ニ付、私共計り夜ぬけ致、乍指越奉申上候、何卒格別之以御慈悲、殿様永ク庄内ニ被遊御坐候様、百姓共一同必至と御願奉申上候、右夫々御聞済被成下候は、(ゝ脱カ)生々情々難有仕合可奉存候、以上、

天保十一年　　　　出羽国庄内田川郡

子十二月　　　　　　　村々百姓共

御公儀様

御役所

②

乍恐以書付奉願上候

酒井左衛門尉領分羽州庄内田川・飽海両郡惣代遊佐郷上野新田村百性善三郎・荒瀬郷拵田村百性藤七一同奉

申上候、今般当御領主御所替被為仰付候旨承知仕、寔以奉驚入候、元来当御領主之儀は、元和八戌年初而鶴岡御入城御再興御坐候、以来是迄御代々様御住城、領分村々之者共一同蒙御厚恩、往古より凶作又は種々之変難御坐候年柄は不及申、莫太之蒙御救、郡中之者共難有安堵仕、百性永続罷在、就中近年ニ至り候而は、巳年当国之儀は、前代未聞之大凶作ニ而、当領之外御領・御私領村々は餓死人等も不少、既ニ他国より私共領内へ袖乞等ニも数多立入露命を繋候、御当領内之者共ハ、在町とも領主役場より米・雑穀等格別御手当又ハ拝借等も被仰付、夫々凌方仕候上、諸国より米穀御買入御救被成下置候付、庄内領之者共ニ限り、他国江袖乞等ニ罷出候者は壱人も無、老若孀婚ニ至迄、無難ニ露命を繋、御恩徳之程重々難有感涙を流し、右御高恩を奉報度、領内ニ赤子迄一同心尽罷在候得共、連年凶作相続、別而去申年は、世上飢饉之内ニも、当国は寒気成国ニ付、諸作皆無一粒も無之、在町百性共一同貯之品不残売払、夫食替と露命を繋候得共、凌方尽果、一同餓死ニも可及所、是また領主於役場格別御不便ニ被思召、御貯金其外格別之御物入、御難儀之御中内ニ候得共、諸国身元相応之相者候者共より金銀ヲ借受、米穀等御買入御救之上、前々拝借米金等ハ被下切ニ被成下置、御年貢迚ハ御取立御不足之上、年々窮民御救米等被下置候儀莫太之儀、右故領内在町之者共、再生之心地ニ而、寔ニ此上もなき御恩徳と重々難有奉存候間、一同家業出精仕候余精より壱弐文ツヽ、溜銭仕、少しは御恩徳奉報度一同必至罷在候処、此度不存寄御所替被為蒙仰候段承知仕、闇夜ニ焼火す之ごとく、領内百姓老若男女共一同愁傷相悲しミ悲嘆沈罷在、且去亥年之義ハ、可成作毛も出来、御年貢上納仕候得共、是迄十ヶ年来引続凶作之儀ニ付、取続方無之候間、此上御救方之義御嘆願申上候内、御所替相成候而は、右願之筋は勿論、金銀郷借等仕候手綱も無之、一同十方（途）ニ暮罷在候儀ニ而、右ハ領内之もの共一同、是迄弐百廿年来之御居城鶴岡初而御再興被遊候儀ニ付、幾重ニも御永城被成下候様、只管御嘆願申上候得共、御取用無

御坐候、国中之者共ハ、厳重之御指止ニ付、縦令ハ隣村江用向有之罷出候者迄御改、万一無断他所江参り候者共ハ、御仕置被仰付候旨、厳重ニ御取締御坐候間、一人も他行等難相成、御領内之者共蜜々申合、御嘆願之為出府仕候処、是又厳重之御手当ニ而庄内江御召連ニ相成、猶更御厳重之御取締、一同相慎罷在候得共、前文申上候通弐百廿年来奉蒙御恩徳、是又安堵ニ永続仕候処、御所替ニ付、領内ニ而御扶持等被下置候者共ハ御供仕候得共、其余之者共ハ御供仕候儀も不行届、重々嘆敷奉存候間、尚此度は領内之者共申合、本道を罷出候而は、忽御指止御仕置被仰付候間、依之山越を仕、本庄より秋田江山々凡百八十里余り之廻り道仕、漸今般出府仕候、乍恐御駕籠縋り御嘆願奉申上候、何卒格別之御憐愍ヲ以、前条之次第被為聞召訳、当御領主様是迄之通御永城被成下置、永久領内百姓御救、安堵ニ永続仕候様、幾重ニも御慈悲之程奉願上候、以上、

天保十二年　酒井左衛門尉領分羽州庄内田川郡・飽

丑正月　　海郡惣代

遊佐郷上野新田村

百姓善三郎

荒瀬郷搢田村

同　藤七

上

右は水野越前守様江御駕籠江愁訴仕候、

③

伊井(井伊)掃部頭様江　中嶋村（信右衛門）　市ノ坪村（彦四郎）

脇坂中務大輔様江　鹿ノ沢村（治右衛門）　中嶋村（三郎右衛門）

太田備中(後)守様江　八日町村（四郎吉）　同（長五郎）

水戸様御家老　中山備前守様江　升川村（与兵衛）　手蔵田村（兵助）　今泉村（与太郎）

此三人之者共上野　宮様江願書指出候得とも、御取請無之ニ付、中山備前守様上野御参詣ニ付、駕籠訴可致所、御参詣相済、願書上ケ兼、乍残至藤堂様御門前、紀国屋と申者江一宿いたし候由、翌廿一日御四人様御同様之由御坐候、

④

一此度訴訟之者、御国出之折ハ拾三人哉、致出国候得共、山越難儀ニ付、疲れ難登、乍難儀致し候由、其後道中ニ而、訴訟人才領下り芝田長太右衛門ニ行逢、被取押候節、弐人ハ登兼、残拾壱人ハ宿より夜逃いたし罷登、廿日ニ手分ケ致罷出、御屋敷様へ罷帰候儀とハ不奉存、直ニ入牢いたし候儀ニ可有之と、皆々暇迄いたし罷出候由、扨々殊勝成事ニ御坐候、昨三日皆々御下ニ相成申候、

右之通願書写懸御目御熟覧可被成候、願之趣筋違とて御返し相成義は、残多事ニ奉存候、

天保十二年丑正月廿五日立御飛脚江下ス、　儀七

(六)

①

京流行いろは之歌

い　如何に越前(水野越前守忠邦)聞給へ
ろ　老中職に在ながら
は　はしたないとや申べき
に　似合申からぬ勤方
ほ　法外至極の数多く
へ　辺土も江戸も取候に
と　徳川の世も末になると
ち　智恵ある人ハ謗る也
り　利欲私欲の諸役人
ぬ　ぬつへらほうの摺公儀
る　流布する沙汰ハ専らに
を　大御所様の我儘を
わ　脇て諌言するならハ
か　ケ様な無理な国替は
よ　よしにせよとの御意て有ロ
た　高の知れたる水野めか

れ　れつきと御役おば
つ　募り過たる振舞は
な　長は迚も続くまい
む　昔の例多ひ事
ゐ　威勢を頼む愚さよ
お　大方甲斐はなきものを
や　大和も合点したかよい（川越藩主松平大和守斉典）
け　蹴つまづくのハあたりまへ
こ　乞食に劣ル川越を
て　手前勝手の内願ひ
さ　酒井誤り有ならハ
ゆ　努々左様の事なきに
み　ミたら至極の御政道
ゑ　ゑせら笑ふて誇る也
も　最早乱んしるし迚
す　末の世なりと申伝らん

そ　そふ〳〵止メにしたかよい
ね　佞奸邪智の仕業也
ら　乱を引出ス基ひとハ
う　運の極めと覚悟せよ
の　後にハ後悔する迚も
く　凹所の用心は
ま　瞬うちに報来て
ふ　福地の庄内丸と申
え　越後の国に取替よ
あ　惘果たる仕方也
き　急度御呵り有へきに
め　めつたに国替することは
し　下万民に至るまて
ひ　久しかるへき御治世
せ　世界の人ハ嘆く也

②

庄内大黒舞のうた

一ニ越前ふんまいて　二ニにいかたくれもせず
三ニ酒田を御そへ地に　四ツ世の中末になり
五ツいくさの沙汰もあり　六ツむりなる御国かへ
七ツ長岡あわれなり　八ツ大和を引とめて
九ツこれでやむならハ　十でとんとおさまる鶴ヶ岡

〈参考　酒田市史編纂委員会編『酒田市史　改訂版』上巻〈酒田市、一九八七年〉九九〇頁以下より引用〉

「大黒舞
一ニ越前をふんちいて　二ニ新潟も添たとて
三ニ酒田添たても　四ニ世の中末になり
五ニ軍の沙汰もなり　六ニむりなる　所替
七ニ長岡あはれなり　八ニ大和を引止めて
九ニ是て留るなら　十ニとんと納まろふ」

③

一　今迄いた国を　二　にわかに所かへ

三　酒井の重役ハ　　　四　宜敷計ひて
五　江戸の御評儀ハ　　六　むりなき事なれは
七　長岡引こしハ　　　八　やむとのさたなれハ
九　公儀表も極りて　　十　当国御すわり〳〵

（参考『酒井侯本領安堵天保快挙録』、小野武夫『徳川時代百姓一揆叢談』〈増訂新版〉上冊、刀江書院、一九六四年、一二三頁より引用）

「「江戸より大黒舞は罷下まして、みさいな〳〵。神田の大黒舞は、みさいな〳〵」
（酒井家の御屋敷は神田にあり—『酒井侯本領安堵天保快挙録』注）

一に　今まで居た国を　　二に　俄に所替へ　　三に　酒井の重役は
四つ　よろしく計ふて　　五つ　いづれの評議にも　　六つ　無理な事なれば
七つ　長岡引越は　　八つ　やむとの御沙汰なり　　九つ　公儀も極りて
十に　当国お居り〳〵　　ます〳〵酒井の大黒舞は、みさいな〳〵」

④

川越を　してくるやつと　すひきやうに　最上の川の　水におぼるれ
鶴も亀も　越し後にハ　久かたの　岩のよわひを　祝ふ長岡

⑤
十二月十五日羽黒山に紫雲たなびきけれハ
治まりて　動かぬ御代の　しるしにハ　紫雲あらわす　三所権現

⑥
丑年大小
大国候へハ　六と誰霜　云なれハ　十三て賑ふ　閏正月
上霜は　着すとも閏　正月ハ　六八三十　のんてめて大といふ
正内と　七万極の　長岡は　四五九無理なる　さたやみニ小

⑦
厄払之うた
水野出て　咎なき酒井を　かひつかミ　下こしらへは　あおひとも水戸や
掃部に（大老井伊掃部頭直亮）　沙汰なしに　鶴ヶ岡をは　引出して　最上川とは　いへとも迚
もの事ニ　越後迄　引しん廻して　長岡の　城へさらり〳〵

（七）

今度御所替ニ付御役割左之通、

庄内御引渡御用掛　御家老 松平甚三郎　御中老 酒井吉之允

長岡御受取御用掛　御家老 酒井奥之助　御家老 杉山巳之助

亀ヶ崎御引渡御用掛り　御中老 竹内八郎右衛門　御所替ニ付御中老代御用向追々被仰付　御組頭 石原平右衛門

御城御引渡方御用可相助旨被仰付之　御組頭 石原蔵太　御組頭 加藤衛夫

長岡御城御受取方御用可相助旨被仰付之　御組頭 松平舎人　御組頭 里見但馬

聖像御引移守護被仰付　御組頭 服部行蔵　為御締御家中引払承届候上、可引移旨被仰付　御組頭 松平武左衛門

長岡御城御受取之節御用可相助旨被仰付之候　御小姓頭 長沢金剛

上使御城内ニ而御饗応、御用人江申談、御不都合之儀無之様致沙汰、勿論御進物等も掛り被仰付之、尤御引渡ニ付、心付候儀は可申出旨被仰付、且又上使御引取次第、御子孫方御供被仰付之　御小姓頭 高橋才輔

亀ヶ崎御城御引渡御用、加藤弥次郎打合可相助旨被仰付之　御小姓頭 松平藤兵衛

亀ヶ崎御城御引渡之節御用、松平藤兵衛打合可相助旨被仰付之

指立御番頭
朝岡斎宮

郷村御引渡御用并御代官御饗応御用可相助旨被仰付之

御用人御郡代兼
秋保与右衛門

（上使御地充方并御城内ニ而之御饗応懸り被仰付之、尤高橋才輔儀も
御城内ニ而之御饗応有之、申談御不都合無之様可致沙汰旨被仰付候間、同人へ可被申談候、

御用人
武山勘左衛門

（長岡御城御請取之節、上使御地充方并
御饗応御用可相助旨被仰付之

御用人
長尾正三郎

同
関口正右衛門

（亀ヶ崎御引渡之節、上使御地充方并
御饗応御用可相助旨被仰付之

同
白井太沖

御部屋御用人
保野直吉

長岡御城御請取方御用可相助旨被仰付之

御郡代
服部慎蔵

御所替ニ付御引渡御用可相助旨被仰付之

御旗奉行
水野勘解由

長岡御城御請取方御用可相助旨被仰付之

同
松岡源大夫

（御所替ニ付御引渡御用
可相助旨被仰付之

御奏者寺社奉行
加藤元右衛門

御奏者
上野儀右衛門

（長岡御城御請取御用可
相助旨被仰付之

同
服部十郎右衛門

同
疋田十右衛門

右同断被仰付之　大目付 大関金蔵
右同断被仰付之　御物頭 堀田東馬
同 堀　治大夫
御物頭 山内喜三郎　同 服部十郎兵衛
右同断被仰付之
御町奉行助ニ而、長岡御城御受取方御用可相助旨被仰付之
御普請奉行立合兼同断被仰付之
御郡奉行助ニ而、右同断被仰付之
長岡御城御受取方御用可相助旨被仰付之　御元〆 野沢与吉
右同断被仰付　御使番 芝野又兵衛　御使番 加賀山衛士
右同断被仰付候、

御普請奉行 石川仁兵衛
御物頭 加賀山勘大夫
同 水野勘兵衛
同 白井久兵衛
御鎗奉行 渋谷味大夫
御目付御郡奉行兼帯 辻　順治
同断 相良文右衛門
御代官 黒谷伊兵衛
御元〆 石沢半右衛門
御使番 富田喜右衛門
大御納戸 安部伝大夫

右同断
被仰付

御代官
金谷橋良蔵

御代官
石井守右衛門

御代官
朝比奈仲右衛門

同
万年亀吉

同
中村右門

同
栗田元助

右之外御役向被仰付候面々有之候得共略ス、